

小金井市医療的ケア児コーディネート事業委託プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 件名

小金井市医療的ケア児コーディネート事業委託

(2) 事業の目的

本事業は、人工呼吸器を装着している児童その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童（重症心身障害児を含む。以下「医療的ケア児」という。）及びその家族が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉、教育、子育て等の各関連分野の支援を受けることができるよう、支援ニーズとサービスをコーディネートする者（以下「コーディネーター」という。）を配置し、医療的ケア児に対して必要な支援を行うことにより、地域において安心して生活できる体制を整備することを目的とする。

(3) 業務の内容

※ 別紙仕様書（案）のとおり

(4) 業務履行期間

令和5年7月1日（土）から令和6年3月31日（日）まで

(5) 見積限度額

月額360,756円（消費税及び地方消費税額を含む。）

※ 見積限度額を超えた提案は無効とします。

(6) 支払方法

四半期ごとに3か月分を支払う。

※ 契約約款第19条第1項（契約代金の支払い）の規定にかかわらず前払いができるものとする。

2 実施形式

公募型プロポーザル方式

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）及び次点者を選定するために「小金井市医療的ケア児コーディネート事業委託プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

あらかじめ定められた審査基準に基づき、審査委員会で公正な審査を行い、候補者及び次点者を選定します。

本業務委託の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、候補者と小金井市は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）

を行います。この交渉がまとまらない場合は、次点者に選定された者と交渉を行うこととなります。

5 資格要件

本プロポーザルへ参加するための資格要件（以下「資格要件」という。）は、次に示す全ての事項に該当する者とします。

- (1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける物品買入れ等競争入札参加資格を有する者で、申請先自治体に「小金井市」の登録がなされている者であること。又は現に登録がない者で、本件契約手続き開始までに「東京電子自治体共同運営電子調達サービス」により入札参加資格審査申請を行い、申請先自治体に「小金井市」の登録を行うことができる者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 小金井市から指名停止措置を受け、指名停止期間中でないこと。
- (4) 小金井市契約における暴力団等排除措置要綱の別表各号に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (5) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (6) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき更正手続開始の申立てをしているとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしているとき、手形又は小切手が不渡りとなっているとき等。）にないこと。
- (7) 指定相談支援事業所を運営するとともに、医療的ケア児への支援の実績があること。
- (8) 相談支援専門員、保健師又は看護師のいずれかの資格を有する常勤職員が複数名在籍していること。
- (9) (8)に掲げる者のうち1名以上は、東京都福祉保健局が実施する東京都医療的ケア児コーディネーター養成研修（以下「コーディネーター研修」という。）の修了者であること。

6 プロポーザル日程について

番号	内 容	期 日 等
1	プロポーザル実施要領等の配布	令和5年4月11日（火） ～ 令和5年4月24日（月）
2	参加希望申請書等の提出期限	令和5年4月24日（月）
3	資格審査の結果通知発送	令和5年4月27日（木）
4	質問書の提出期限	令和5年5月2日（火）
5	質問書に対する回答	令和5年5月9日（火）
6	企画提案書等の提出期限	令和5年5月17日（水）

7	第一次審査（書類審査）	令和5年5月24日（水）
8	第一次審査の結果通知発送	令和5年5月26日（金）
9	第二次審査（企画提案書等の審査、プレゼンテーション及びヒアリングの実施）	令和5年5月30日（火）
10	第二次審査の結果通知発送	令和5年6月2日（金）
11	事業候補者の決定	令和5年6月7日（水）
12	契約締結（予定）	令和5年6月下旬

7 プロポーザル実施要領等の配布場所及び期間

(1) 配布場所

「16 問合せ先」のとおり

※ 市ホームページからもダウンロードできます。

(2) 配布期間 令和5年4月11日（火）から4月24日（月）まで（土曜日、日曜日を除く）の午前8時30分から午後5時まで

8 参加資格確認書類の提出

(1) 提出書類

様式番号	提出書類の名称	部数
1	参加希望申請書	1部
2	会社概要	1部
任意書式※1	指定相談支援事業所の運営実績及び医療的ケア児への支援実績	1部
任意様式※2	コーディネーター研修修了者の所属状況	1部

※1 指定相談支援事業所の名称、所在地、指定日、運営開始日、医療的ケア児への支援の状況を記載すること。

※2 法人に所属する職員のうち、コーディネーター研修修了者の氏名、在籍年数、保有資格、修了日を記載すること。

(2) 提出期限 令和5年4月24日（月）午後5時まで

(3) 提出方法 持参又は配達証明付書留郵便による郵送（当日必着）のいずれかにより提出して下さい。

(4) 提出先 「16 問合せ先」のとおり

(5) 資格要件の確認

提出書類を基に参加資格の確認を行い、令和5年4月27日（木）までに結果通知を申請者へ発送します。

9 質疑と回答

(1) 提出書類 質問書（様式3）

(2) 提出期限 令和5年5月2日（火）午後5時まで

(3) 提出方法 電子メール、ファクシミリ又は持参

※ 電子メール又はファクシミリの場合は、確認の電話連絡をお願いします。

(4) 提出先 「16 問合せ先」のとおり

(5) 質問回答 令和5年5月9日（火）（予定）

※ 回答は、担当部署において事項別に取りまとめを行い、市ホームページに掲載します（個別回答は行いません。）。

10 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

様式番号	提出書類の名称	規格	提出部数
任意様式	企画提案書※1	A4縦、横書き、12ポイント、明朝体で作成	10部 (記名1部、無記名9部)
任意様式	見積書（月額）※2	A4縦、税抜・税込両方記載、内訳書を作成	10部 (記名1部、無記名9部)

※1 企画提案書等は上表の順序で製本し、インデックスをつけ、簡易なA4ファイルで提出してください。

※2 月額で内訳書を作成することが困難な場合は、年額で内訳書を作成し、総額を月数で除した額を見積もり月額としてください。

なお、無記名分においては、事業者名が特定される記述やロゴマーク等は削除した上で、副本として整えて下さい。

(2) 提出期限 令和5年5月17日（水）午後5時まで

(3) 提出方法 持参又は配達証明付書留郵便による郵送（当日必着）のいずれかにより提出して下さい。

(4) 提出先 「16 問合せ先」のとおり

11 企画提案書の内容・記載を要する事項

(1) 業務の視点について

ア 医療的ケア児に係る現在の社会情勢及び小金井市の状況

イ 本事業の目的に対する考え方

(2) 事業実施体制について

ア 本事業の実施窓口の設置場所及びその周知方法

イ 本事業に携わる職員の職種、資格、役割分担

ウ 専門性向上のための体制

エ 個人情報管理体制

(3) 仕様書に基づく各事業の実施方法について

事業内容ごとの具体的な実施方法

(4) 提案者の業務手法及び優位性

本事業を効果的に実施するための工夫、追加事項の提案等

(5) 類似業務の受託実績又は関連事業の運営実績

類似障害業務の受託状況。福祉サービス事業、障害児通所支援事業、訪問看護ステーション等、医療的ケア児対応実績のある事業の運営状況

12 プロポーザル審査方法

庁内に審査委員会を設置し、提案内容について「選定審査基準」に基づき、書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、各提案者の順位を決め、第1位の者を候補者として選定します。また、第2位の者を次点者として併せて選定します。

- (1) 審査基準 別紙「審査基準」のとおり
- (2) 第一次審査（書類審査）

審査委員会において、提出された企画提案書等を対象に審査し、得点が高い順に上位3事業者を一次審査通過とします。

ただし、応募事業者が3者以下であった場合は第一次審査を行わないものとし、第二次審査において、企画提案書等についても併せて審査することとします。

- (3) 第二次審査（企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリング）

- ① 審査委員会において、企画提案書の内容等についてプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、候補者及び次点者を選定します。

なお、総得点が高得点であっても仕様書に沿わない場合や、得点が著しく低い審査項目がある場合は、候補者に選定しないことがあります。

また、応募事業者が一者のみであった場合も第二次審査は実施することとし、第二次審査の評価が一定の水準を下回った場合は不合格とし、再度候補者選定を行うこととします。

- ② 審査は、非公開とします。

- ③ プレゼンテーション及びヒアリング実施方法

ア 一者につきプレゼンテーション20分以内、ヒアリング10分程度とします。

イ 提出した資料を用いてプレゼンテーションを行います。

ウ 出席者は、3人以内とし、実際の業務において業務責任者となる者は必ず参加して下さい。

エ プレゼンテーション及びヒアリングに参加しない場合は、失格とします。ただし、交通機関等の事故等真にやむを得ない理由がある場合は、速やかに「16 問合せ先」に連絡して下さい。

オ プレゼンテーションに機器が必要な場合は、会場に用意するプロジェクター・スクリーンの使用を可とします。ただし、パソコン等の機器は持参して下さい。

13 審査結果

- (1) 第一次審査の結果は、令和5年5月26日（金）に、企画提案書等を提出した全者に通知を発送します。

- (2) 第二次審査の結果は、令和5年6月2日（金）に、第二次審査に参加した全者に通知を発送します。
- (3) 候補者に選定されなかった参加者は、審査結果を受け取った日の翌日から起算して7日（閉庁日を除く。）以内に、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができます。
- (4) 前項により説明を求められたときは、説明を求めることのできる最終日の翌日から起算して10日（閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

14 事業候補者決定後の契約締結について

審査委員会が市長に審査結果を報告し、市長が候補者として決定した後、契約手続き（随意契約）を行います。

本契約は単年度毎の契約ですが、本事業の履行状況が良好である場合には、次年度以降4年間を上限として随意契約を行う予定です。

ただし、履行状況が良好でない場合や市の政策変更等により、次年度以降契約を行わない場合があります。

また、原則として、当該随意契約を行う期間については、契約金額（月額）・仕様の変更は行わないものとします。

15 留意事項

- (1) 小金井市は、参加者が提出した資料（以下「参加者提出資料」という。）を次のとおり取扱うものとします。
 - ① 参加者提出資料が次のいずれかに該当する場合、当該参加者提出資料を無効とします。
 - ア 本実施要領の規定に違反した記載がされているもの
 - イ 虚偽の内容が記載されているもの
 - ウ 見積書の通貨が日本円で記載されていないもの
 - エ その他、設定した条件を満たしていない場合
 - ② 応募者から提出された書類等は、知的財産権に関する法的保護の観点から、参加希望申請書及び企画提案書の表題部分を除き返却します。（ただし、契約相手方となることが予定される者（以下「契約候補者」という。）については、この限りではありません。）
 - ③ 小金井市が、本委託業務のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、契約候補者の承諾を得て提案書の内容を無償で使用できるものとします。提出された書類は、選考を行う作業において必要な範囲で複製を作成することがあります。

なお、提案書類等は小金井市情報公開条例に基づき公表されることがあります。
- (2) 参加者は、参加希望申請書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出して下さい。

- (3) 小金井市が提供する資料は、小金井市の許可なく公表及び目的外に使用することはできません。
- (4) 応募に際して要した費用は、参加者の負担とします。
- (5) 提出後の企画提案書等の修正又は変更はできません。
- (6) 候補者が契約までに、応募資格等を喪失した場合や、契約に際して事故がある場合は、次点者を候補者とする場合があります。
- (7) 市ホームページ（入札契約情報）に掲載している「業務委託契約書（約款）」、「小金井市競争入札等参加者心得」及び「小金井市契約における暴力団等排除措置要綱」の内容を熟知のうえ参加して下さい。
- (8) 契約の相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結時に納付しなければなりません。ただし、小金井市契約事務規則第47条第2項各号の一に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがあります。

16 問合せ先

〒184-8504 小金井市前原町三丁目41番15号

担当者：小金井市福祉保健部自立生活支援課 天野・小池

電 話：042-387-9841（直通）

F A X：042-384-2524

（共用番号につき、担当部署を明記の上、送付してください。）

E-mail：s050299@koganei-shi.jp